

平成17年2月25日
経済産業省

特定商取引法違反の連鎖販売業者（インターライフ株） に対する行政処分について

経済産業省は、2月24日付けで、ディスプレイ等の販売のあっせんに係る連鎖販売業を行っているインターライフ株式会社（東京都品川区）に対し、特定商取引法の違反行為（不実告知、重要事項不告知等）を認定し、同法第38条第1項の規定に基づき、業務の改善を指示する行政処分を行いました。

- 1．インターライフ株は、連鎖販売取引に係る契約を勧誘する際に、地方自治体によってはディスプレイの設置が条例で禁止されているところがあるにもかかわらず、「ディスプレイの使用を禁止する法律や条例はない」と事実と異なることを告げ、さらに、ディスプレイに関連する国の規制や諸制度が単に存在するだけであるにもかかわらず「その普及を奨励しています。」と勧誘において事実と異なる優位性を告げていました。また、連鎖販売取引の契約を締結したメンバーにも、同様に事実と異なることを告げて勧誘を行わせていました。
- 2．また、インターライフ株の制度上、メンバーがディスプレイの販売のあっせんを行うに当たり、一部の相手方に中古のディスプレイを取付・販売することがほぼ確実に生じること、同社の定める施工者になれば、中古品を販売するため、回収されたディスプレイを自ら修理や清掃をしなければならないことがあることについて、同社は、これらの事実を知りながら、連鎖販売取引に係る契約を勧誘する際に、勧誘の相手方にあえて告げていませんでした。
この結果、ディスプレイが中古品であることを知らないまま購入しているメンバーや消費者がいました。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話 03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室	011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室	022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室	048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室	052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室	06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室	082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室	087 - 861 - 3237
九州経済産業局消費者相談室	092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098 - 862 - 4373

インターライフ株式会社に対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

- (1) 事業者名：インターライフ株式会社
- (2) 代表者名：代表取締役 今塩屋 恭（いましおや たかし）
- (3) 所在地：東京都品川区小山五丁目21番7号文栄マンション102号
- (4) 資本金：2000万円
- (5) 売上高：約3億円（平成16年3月期）
- (6) 設立年月日：平成10年11月20日
- (7) 取引類型：連鎖販売取引（販売あっせん）
- (8) 取扱商品：ディスポーター及び台所用洗剤等（イルピオ）
- (9) 価格：ディスポーター 207,900円（税込）
洗剤セット 16,380円（税込）

2. 取引の概要

インターライフ(株)は、ディスポーター及び台所用洗剤等の販売のあっせんに係る連鎖販売取引を行う連鎖販売業者で、当該連鎖販売業の統括者に当たる。

インターライフ(株)は、メンバーが連鎖販売契約（連鎖販売取引のメンバーとなる契約）の締結について勧誘を行う際の相手方（以下「被勧誘者」という。）又は単にディスポーターを購入するよう勧誘された消費者（以下「消費者」という。）に対し、「お試し制度」を実施している。この「お試し制度」の下では、被勧誘者又は消費者にディスポーターを1週間程度試用させ、被勧誘者又は消費者が、ディスポーターの性能や価格に納得し、購入すると判断した場合にはそのまま当該ディスポーターを販売し、また、当該被勧誘者又は消費者が、インターライフ(株)の連鎖販売取引を行うことを希望する場合には、インターライフ(株)との間でパートナー登録をさせ、メンバーとする一方、被勧誘者又は消費者が、ディスポーターを購入しないと判断した場合には、取り外し回収している。試用後に購入を断られて返却されたディスポーターについては、インターライフ(株)は、当該ディスポーターを設置した施工者（メンバーのうちインターライフ(株)の所要の規定に合格した者）に、再度販売するために修理・清掃をするよう求め、修理・清掃後の商品をさらに別の被勧誘者又は消費者に試用させるという方法をとっている。したがって、被勧誘者又は消費者の中には、「お試し制度」で中古品とは知らされずに中古のディスポーターが設置され、その後、そのまま当該中古品を購入している場合がある。

3. 主な違反の内容

(1) 不実告知（特定商取引法第34条第1項）

インターライフ(株)は、連鎖販売契約の締結について勧誘を行う際に、地方自治体によるディスポーターの設置の制限について、事実と異なることを告げ、さらに、現存しない制度を引用したり、単にディスポーターに関連する規制や諸制度が存在するだけであ

るにもかかわらず「その普及を奨励しています。」と勧誘において事実と異なる優位性を告げていた。また、「スターターキット」という書面をメンバーに配付し、メンバーにも同様に事実と異なることを告げて勧誘を行わせていた。

(2) 重要事項不告知(特定商取引法第34条第1項)

インターライフ(株)は、上記2.のとおり「お試し制度」を導入しているが、試用後に返却されたディスポージャーの取扱いについてのルールがメンバーにとって明確でなく、インターライフ(株)は試用されたディスポージャーの引取りを行わないため、メンバーの中には、ある住戸で試用されて返却された中古のディスポージャーを別の住戸に設置し、そのまま販売する場合があった。このような状況の下、インターライフ(株)幹部及び一部のメンバーは、

「お試し制度」を行うことにより、中古のディスポージャーをメンバー又は消費者の一部に販売することがほぼ確実に生じうること

「お試し制度」の下では、施工者になれば、当該施工者が自ら回収したディスポージャーを、別の者への「お試し制度」に使用するために自らが修理や清掃をしなければならないということ

の2点を承知していたにもかかわらず、あえて告げずに連鎖販売取引の契約について勧誘を行っていた。

なお、その結果として、一部のメンバー又は消費者の中には、「お試し制度」により中古のディスポージャーが設置され、その後、実際にその中古品を購入している場合であっても、当該ディスポージャーが中古品であることを知らないままとなっている場合があった。

(3) 書面記載不備(特定商取引法第37条第1項及び第2項)

インターライフ(株)は、特定商取引法第37条第1項に基づく概要書面及び同条第2項に基づく契約書面に上記(2)及びの事項を記載していなかった。

4. 指示の内容

上記3.の違反事実を認定し、統括者であるインターライフ(株)に対し、今後同様の行為をしないように指示するとともに、勧誘者であるメンバーが同様の違反をしないよう措置を講ずるよう指示した。